

診療報酬改定支援業務委託仕様書

1. 委託名

診療報酬改定支援業務委託

2. 目的

平成30年度の診療報酬改定は6年に1度の介護報酬との同時改定になるとともに、医療介護総合確保方針、医療計画、介護保険事業（支援）計画、医療保険制度改革などの医療と介護に関わる関連制度の一体改革にとって大きな節目となる。

高い知識と豊富な経験を有する事業者の活用により、平成30年度の診療報酬改定に対応するための助言指導を受けることを目的とする。

3. 委託期間

契約の日から平成31年3月末日まで

委託契約は単年度契約とし、平成30年度の契約は委託業務に不具合ある場合は、中津川市民病院の意思により契約しないことも可能とする。

4. 業務範囲

(1) 業務範囲は、「総合病院 中津川市民病院」を対象（以下「対象業務範囲」という。）とする。ただし、「国民健康保険坂下病院」の影響の考慮が必要な場合は、これも含めたものとする。

5. 委託業務内容

- (1) 平成30年度診療報酬改定準備支援（平成29年度事業）
- (2) 平成30年度診療報酬改定対応支援（平成30年度事業）

※上記内容について、下記の詳細事項の支援を行なうこと。
詳細)

- ① 診療報酬改定に対する全般的支援を行なうこと
 - ・ 新規項目など重要項目の情報を提供し、診療報酬の維持・獲得支援を行なうこと。
 - ・ 平成30年度診療報酬改定に対する院内説明会を2回以上行なうこと。
- ② 7対1入院基本料の維持に対する支援を行なうこと
 - ・ 重症度、医療・看護必要度の基準超え割合の要件獲得支援を行なうこと。
 - ・ 重症度、医療・看護必要度の基準超え割合の精度管理支援を行なうこと。
 - ・ その他、7対1入院基本料の維持のための支援を行なうこと。
 - ・ 10対1入院基本料への変更の検討支援を行なうこと。
- ③ 中津川市民病院の今後の方向性に関する情報提供を行なうこと。
 - ・ 上記3.委託期間において、常に国の施策など、最新の医療情勢に関する情報を提供すること。また、最新の医療情勢に精通した担当を配置し、訪問ミーティングを行なうこと。

※上記5.について、病院内の会議への参加を求められた場合には、これに応ずること。

※上記5. で作成した資料は、デジタルファイルでも提供し、病院内での後利用を可能とすること。

6. 業務手順

受託者は、次の(1)に基づき業務を進めるものとする。ただし、受託者は、業務の進め方について、より効率的・効果的と考えられる方法を提案するものとし、中津川市民病院がこれを承認した場合又は中津川市民病院の指示による場合は、業務の進め方を変更するものとする。

- (1) 受託者は、中央社会保険医療協議会などの会議の時期を念頭に置いた業務の工程表を提出すること。また、工程が変更となる場合は、逐次修正を加え、工程管理を適切に行うこと。

7. 実施体制

- (1) 本業務委託の主担当者の契約期間中における変更は、やむを得ない理由を除き原則として認めない。

8. 成果品

- (1) 中間段階における成果品として、平成30年度診療報酬改定準備支援コンサルティング[®]（平成29年度事業）の報告書を作成し提出すること。
- (2) 最終段階の成果品として、平成30年度診療報酬改定対応支援コンサルティング[®]（平成30年度事業）の報告書を作成し提出すること。

- (3) 帰属

成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、中津川市民病院に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、中津川市民病院の承諾を必要とする。

9. その他提出書類

- (1) 委託契約締結後

- ① 実施計画書（実施体制・実施内容等）

- ・ 工程表
- ・ 体制図（業務責任者等の配置者を記載すること。）
- ・ 一部委任（又は下請負）届（一部委任又は下請負する場合に限る。）

- (2) 業務完了後

- ① 実施報告書

- ・ 完了通知書（業務完了時）
- ・ その他中津川市民病院が必要とする書類（業務完成時に指示）

※上記(1)から(2)の提出書類は、市又は任意の様式とする。

10. 特記事項

- (1) 法令等の遵守

受注者は、本委託業務を行うにあたり、関連法令等を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、本事業を一括して第三者に委託することができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、中津川市民病院と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取扱い

受注者が本事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、中津川市個人情報保護条例(平成12年中津川市条例第17号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務等

- ① 受注者は、本事業の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本事業終了後も同様とする。
- ② 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし発注者の承諾があるときは、この限りでない。
- ③ 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた情報について、情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- ⑤ 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。
- ⑥ 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(5) 立入検査等

中津川市民病院は本事業の執行の適正を期するため、必要があるときは、受注者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

(6) 成果品等の帰属

本業務により作成された成果品及びその過程のデータの所有権は、中津川市民病院に帰属するものとする。

(7) 資料等の提供

本業務の実施にあたり、両者協議のうえ、中津川市民病院は業務に必要な書類等の作成・分析に必要な資料等の提供を行う。

(8) その他

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。